

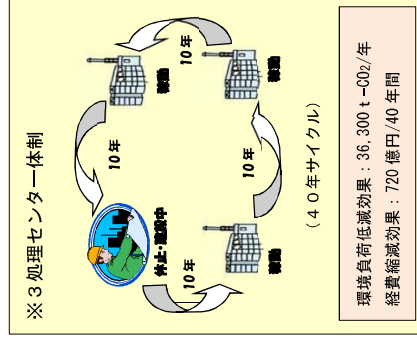
1 本市のごみ処理状況

- 本市では、南北に細長い地形であることから、これまで、市内に4箇所のごみ焼却処理施設（処理センター）をバランス良く配置
- 平成17年度に策定した「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを指して」を基本理念とする「一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」に基づき、資源循環型の廃棄物処理を推進
- 循環型・低炭素社会の構築に向け、ごみの分別やリサイクルを推進してきた結果、市内のごみ焼却量は、平成15年度の年間約50万トンに対し、平成24年度には年間約39万トンまで減量化

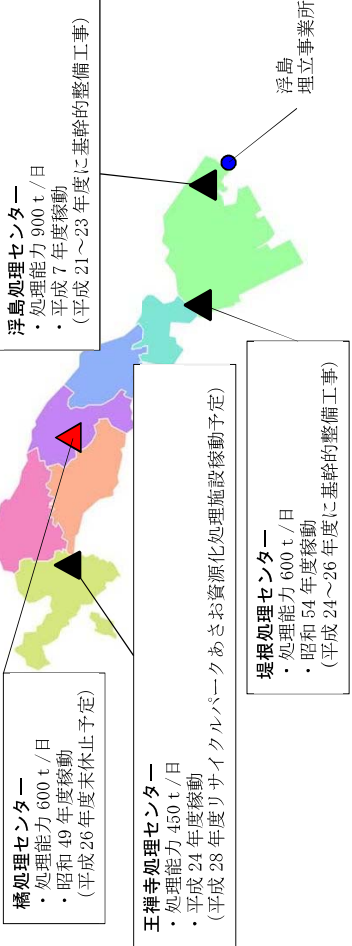
2 廃棄物処理施設の整備方針について

「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」（平成23年10月策定）

- 平成27年度までに、ごみ焼却量を年間37万トン以下に抑制
- 安定的かつ効率的な廃棄物処理と円滑な建替工事を両立するため、現在の4つの敷地を有効活用し、通常、3つの処理センターを稼働させ、1つの処理センターを休止、建設中とする3処理センター体制を平成27年度から構築
- 橘処理センターを建替え、その後堤根処理センターを建替え



《処理センター位置図》



3 橘処理センターの現況等

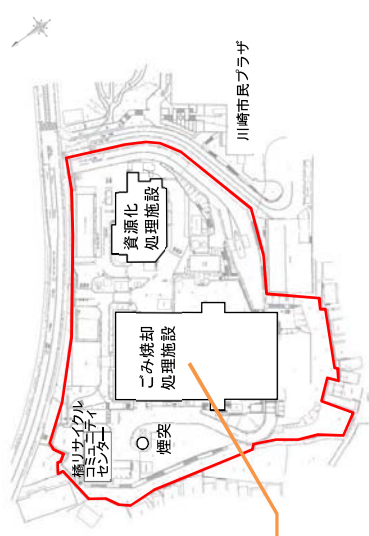
橘処理センターは、急増する廃棄物を焼却するため、昭和37年に建設しました。その後、昭和49年に機械炉へ全面的に更新し、施設の整備を図ってきました。その作業開始に伴い、近隣住民代表と川崎市による橘処理センター運営協議会を設置し、情報の共有を図ってきました。そして、橘処理センターの建替えに向けて、運営協議会を母体とした地域住民と行政による検討協議会を発足しました。

そうした中で、検討協議会及び環境影響評価手続により市民等の意見を伺い、周辺環境に配慮するとともに、循環型・低炭素社会に寄与する施設とした建替計画を進めています。



橘処理センターの概要

ごみ焼却処理施設
 処理能力：600 t / 日
 〔焼却施設（ストローカ式）〕
 発電能力：2,200kW
 煙突高さ：100m



橘処理センター整備事業に係る 基本計画

平成 25 年 11 月

川 崎 市

橘処理センター整備事業に係る基本計画 目次

第1章 基本計画策定にあたって	1
1 事業計画の概要.....	1
2 背景と目的及び経緯.....	4
3 関係法令の整理.....	8
第2章 基本計画の位置づけと概要	11
1 基本計画の位置づけ.....	11
2 基本計画の概要.....	13
第3章 橘処理センター整備事業に係る計画の基本的事項	19
1 ごみ処理施設の処理方式	19
2 ごみ処理施設の処理能力	27
3 ごみ処理施設の系列数.....	39
4 ごみ処理施設の煙突高さ	45
5 資源化処理施設.....	51
6 土地利用及び動線計画.....	61
第4章 橘処理センター整備事業に係る計画の方針	75
1 計画ごみ質.....	75
2 余熱利用計画.....	94
3 積替設備.....	108
4 公害防止計画.....	109
5 造成計画.....	140
6 建築計画.....	141
7 地球温暖化対策.....	144
8 環境教育・環境学習機能	147
9 供給、排水施設計画.....	150
10 施工計画.....	157
11 環境配慮計画.....	160
12 緑化計画.....	164
13 防・消火計画.....	165
14 防災計画.....	166
15 景観・都市アメニティ	167
用語一覧.....	169

第 1 章 基本計画策定にあたって

第1章 基本計画策定にあたって

1 事業計画の概要

(1) 基本計画策定者の氏名及び住所

名 称：川崎市

代 表 者：川崎市長 阿部 孝夫

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 対象事業の名称

名 称：橋処理センター整備事業

(3) 対象事業を実施する区域

位 置：川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか（写1-1-1、図1-1-1）

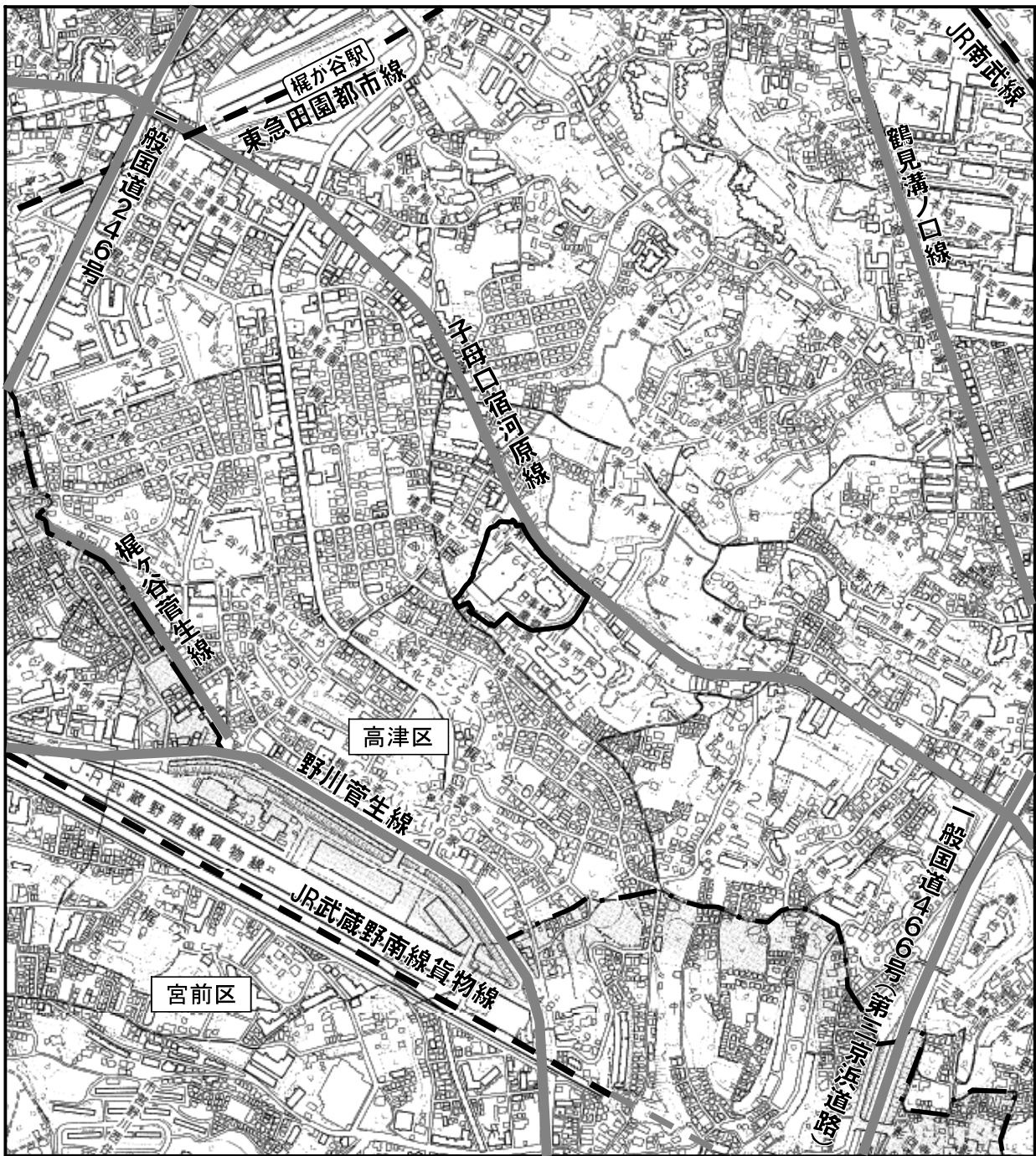
区域面積：約22,865m²

現 況：橋処理センター





計画地は、高津区の中心部に位置し、現在は、橋処理センターとして使用しています。前面は、子母口宿河原線と接しています。

計画地周辺は住宅地となっており、計画地周辺の主要な道路網は、東側約800mに一般国道466号（第三京浜道路）、西側約800mに一般国道246号、北東側約700mに鶴見溝ノ口線、南側約400mに野川菅生線が通り、また、計画地周辺の鉄道路線は、北西側には東急田園都市線、北東側にはJR南武線、南側にはJR武蔵野南線貨物線が通っています。最寄駅は、計画地北西側約800mに位置する東急田園都市線の梶が谷駅です。





凡 例

-  計画地
-  区境
-  主要道路
-  鉄道

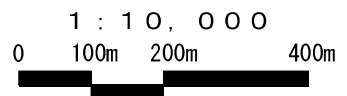
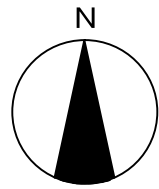
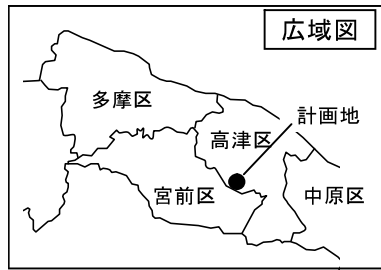


図 1-1-1 計画地周辺状況

2 背景と目的及び経緯

(1) 計画策定の背景と目的

本市の廃棄物処理を取り巻く状況は、大量廃棄型から 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基調とした取組を進めてきており、大きな転換期を迎えています。

市民及び事業者に対して一層のごみ減量を推進するとともに、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の分別収集により、普通ごみの量は減少し、資源物回収量は増加しています。この結果、平成 25 年 9 月より普通ごみの回数を週 3 回から週 2 回に変更となりました。

しかし、焼却ごみの量は、資源化量の増加と共に減少してきていますが、市の総排出量の 2/3 程度を占めており、これらは衛生的かつ適切に処理する必要があります。

普通ごみを処理するごみ処理施設は市内に 4 カ所あり、王禅寺処理センターは平成 23 年度末に建替えが完了し、新しい施設が稼動しています。一方、橘処理センター（昭和 49 年 11 月竣工）、堤根処理センター（昭和 54 年 3 月）は稼動から 30 年以上経過しており、適切な維持補修を行っていますが老朽化の傾向が見られており、平成 23 年 10 月に策定した「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を踏まえ、橘処理センター整備に向けての取組を行っているところです。

ごみ処理施設は、「施設の必要性は認めるが、自らの居住地域には建てないでくれ」〔NIMBY：“Not In My Back Yard” の略〕と称され議論が繰り広げられてきましたが、時代の変化とともに役割が変わりつつあります。また、施設周辺への臭気の問題や、ダイオキシン類に代表される排ガスに係る諸問題は、法整備や技術の向上により外部に対してほとんど影響のないレベルまで改善されてきています。

このような状況の変化に合わせるように、国は廃棄物を対象とした循環型社会への関与を更に拡充するために、循環型社会形成推進交付金の制度を一部改変し、効率的に廃棄物発電が可能なごみ処理施設に対し、交付率の拡大を打ち出しています。これにより、新規に整備されるごみ処理施設は、「高効率ごみ発電施設」として位置づけられてきており、ごみからのエネルギー回収がより推進されています。また、東日本大震災を経験し、長期安定的なエネルギーの確保として電源の分散化が重要視されています。国では、平成 24 年 7 月 1 日より「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始され、バイオマス発電による電力が高価で買い取られるようになりました。

したがって、新しい橘処理センター整備に向けては、廃棄物処理の安全性、確実性と、ごみ発電を中心とした余熱利用を充実させるとともに、環境教育の場として市民等に活用してもらえるような各種検討を行う必要があります。

このような状況を踏まえ、本市が効果的かつ効率的にごみ処理を行うべく、本市が求める循環型社会の基盤となる橘処理センターを適切に整備するために、橘処理センターの基本的事項等を計画します。

(2) これまでの経緯

本市のこれまでの検討経緯をまとめると表 1-2-1 のとおりです。

表 1-2-1 これまでの経緯表

年度	内容
平成 17 年度	・「川崎市一般廃棄物処理基本計画－かわさきチャレンジ・3R－」を策定し、この基本計画に基づき、具体的施策等を位置づけた行動計画を定めている。
平成 21 年度	・「川崎市一般廃棄物処理基本計画－かわさきチャレンジ・3R－(行動計画)」を一部改定
平成 23 年度	・「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」では、「4つの敷地を有効活用し、3処理センター体制の構築。また、建替えについては、はじめに橋処理センターを建替え、その後、堤根処理センターの建替えを行うものとする。」を決定 ・「川崎市環境基本条例」第 12 条に則り、環境調査を実施
平成 24 年度	・「川崎市一般廃棄物処理基本計画－かわさきチャレンジ・3R－(行動計画)」を一部改定 ・「橋処理センター整備事業に係る基本計画（中間とりまとめ）」では施設の配置計画や事業の基本事項を整理
平成 25 年度	・「橋処理センター整備事業に係る環境配慮計画書」で、施設配置（A 案、B 案）及び煙突高さ（①案、②案）を提案 （「川崎市環境影響評価に関する条例」が平成 25 年 4 月に施行され、改正条例を適用） ・川崎市環境影響評価審議会からの答申を踏まえ、「橋処理センター整備事業に係る環境配慮計画審査書」の公告

(3) 3 処理センター体制の必要性及び橋処理センター建替え

分別収集の拡充などにより削減するごみ焼却量を考慮し、老朽化した処理センターを適宜更新し、効率的かつ安定的な新たな廃棄物処理体制を確立する必要があります。そのことから、常時稼動する処理センターを 1 つ削減し、3 処理センター体制とすることにより、持続可能な循環型の廃棄物処理体制の構築を目指します。

3 処理センターを目指す中で、どのごみ処理施設を建替えるかについて、これまでに検討を重ねてきました。その結果につきましては、平成 23 年 10 月に発表した「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」の中で、「平成 23 年度時点で稼動 30 年を越えている橋処理センターか堤根処理センターのいずれかを先に建替え」、「総合的な判断の結果、はじめに橋処理センターを建替える」としました。

先行建替施設の総合評価にあたっては、「事業の安定性」、「環境負荷の低減」、「他事業への影響」、「総合的な経済性」を評価項目・評価指標とし、いずれも橋処理センター建替先行案が有利又は同等の評価を得ています。

以上より、老朽化した施設の建替えにあわせ、橋処理センター整備事業において 3 処理センター体制へ移行します。

(4) 橋処理センター建替えに伴う資源化処理施設の整備

橋処理センターには、ごみ処理施設と併設して粗大ごみの破碎・選別、空き缶・ペットボトルの積替えを行う資源化処理施設があります。

市内の資源化処理は、現行の4つの処理センター及び南部リサイクルセンターで実施していますが、稼動から年数が経過している施設があることや、王禅寺処理センター資源化処理施設が整備中であること、東日本大震災を踏まえより一層の安全・安心な社会インフラシステムの構築が求められていることなどを踏まえ、橋処理センター整備事業において資源化処理施設の整備に関する検討が必要となります。

(5) 上位計画との関係性、基本計画の検討内容

基本計画は、「川崎市一般廃棄物処理基本計画ーかわさきチャレンジ・3Rー（平成17年4月策定、平成21年4月一部（行動計画）改定）、平成24年8月一部（行動計画）改定）」の中で示されている「3処理センター体制の実現」の検討に係る計画であり、これから橋処理センター整備事業を進める上で、環境影響評価や施設整備計画を実施、策定していく中での基礎資料となるものです。

主な検討事項としては、住民の関心が高い「ごみ処理能力」、「ごみ処理方式」、「公害防止計画」、「資源化処理施設」、「余熱利用計画」、「土地利用計画（配置・動線計画）」としています。ここで、最も関心が高いと想定される「ごみ処理方式」については、より専門的見地からの選定を行うため、「橋処理センター整備事業に係るごみ焼却方式選定特別部会」を設置し、検討を行い、報告書を示しています。

(6) 計画対象地域

基本計画の対象地域は、本市の行政区域全域とします。



図 1-2-1 計画対象地域

(7) その他

本計画においては、橘リサイクルコミュニティセンターは整備計画に含まないものとします。

3 関係法令の整理

(1) 本事業に関連する関係法令

ごみ処理施設の建設にあたっては、関係法令等を遵守しなければなりません。関係する主な法令は以下のとおりとします。

表 1-3-1 本事業に関連する主な法令

区 分		法令、条例、要綱、計画等の名称	備 考	
環 境 関 連	環境全般	環境基本法	平成5年11月19日法律第 91号	
		第四次環境基本計画	平成24年4月27日閣議決定	
		川崎市環境基本条例	平成3年12月25日条例第 28号	
		川崎市環境基本計画	平成23年3月改訂	
	環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成11年12月24日条例第 48号	
		地域環境管理計画	平成24年1月改定 川崎市	
		川崎市環境影響評価等技術指針	平成25年4月改定	
	公害防止等生活環境の保全	全 般	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成11年12月24日条例第 50号
			大気汚染	大気汚染防止法
		水質汚濁	水質汚濁防止法	昭和45年12月25日法律第138号
			下水道法	昭和33年4月24日法律第 79号
			川崎市下水道条例	昭和36年3月31日条例第 18号
		河川水質・地下水	川崎市水環境保全計画	平成24年10月
		ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年7月16日法律第105号
		騒 音	騒音規制法	昭和43年6月10日法律第 98号
		振 動	振動規制法	昭和51年6月10日法律第 64号
		悪 臭	悪臭防止法	昭和46年6月1日法律第 91号
		土壌対策	土壌汚染対策法	平成14年5月29日法律第 53号
	地盤沈下	工業用水法	昭和31年6月11日法律第146号	
	廃棄物等	循環型社会形成推進基本法	平成12年6月2日法律第110号	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	昭和45年12月25日法律第137号	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	平成12年5月31日法律第104号	
		資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年4月26日法律第 48号	
		建設副産物適正処理推進要綱	平成14年5月30日改正	
		建設廃棄物処理指針(平成22年度版)	平成23年3月 環境省	
		建設廃棄物の適正管理の手引き	平成24年3月 川崎市	
		川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	平成4年12月24日条例第 51号	
景 観	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	平成11年3月16日条例第 3号		
	景観法	平成16年6月18日法律第110号		
	川崎市都市景観条例	平成6年12月26日条例第 38号		
	川崎市景観計画	平成19年12月策定		
緑の回復・育成	川崎市景観計画届出マニュアル	平成20年7月策定		
	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成11年12月24日条例第49号		
	川崎市緑化指針	平成20年4月一部改正		
温室効果ガス	川崎市緑の基本計画	平成20年3月改定		
	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年10月9日法律第117号		
対象事業関連	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	平成21年12月24日条例第52号		
	都市計画法	昭和43年6月15日法律第100号		
	川崎市都市計画マスタープラン	平成19年3月策定		
	川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」	平成17年3月策定		
	建築基準法	昭和25年5月24日法律第201号		
	川崎市一般廃棄物処理基本計画	平成17年4月策定 平成21年4月一部(行動計画)改定 平成24年8月一部(行動計画)改定		
	今後のごみ焼却処理施設の整備方針	平成23年10月策定 川崎市		

(2) 関係法令等を踏まえた立地条件

ア 立地条件

(7) 土地規制

- a 都市計画区域 : 川崎市都市計画区域
- b 用途地域 : 準工業地域
- c 建ぺい率 : 60%以内
- d 容積率 : 200%以内
- e 高度地区 : 第三種高度地区
- f 河川保全区域 : なし (近隣に対象となる河川が存在しないため)

(イ) ユーティリティ条件

敷地周辺のインフラの整備は本市が行い、敷地内への引込み等は受注者が行うものとします。(a から d は第 4 章「9 供給、排水施設計画」参照。)

- a 電気 : 特別高圧受電とする。
- b 用水 : 上水とする。
- c 燃料 : 都市ガスまたは灯油等とする。
- d 汚水排水 : プラント排水 極力、橋処理センター内で再利用する。
再利用できない分は、下水道へ放流とする。
生活排水 再利用もしくは直接下水道へ放流とする。
- e 雨水 : 特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策を講じた上で敷地外の雨水管に導水する。最終的に鶴見川水系に放流する。
- f 電話、インターネット等の通信 : 敷地境界以降の引込み工事を行う。

第2章 基本計画の位置づけと概要

第2章 基本計画の位置づけと概要

1 基本計画の位置づけ

基本計画は、橋処理センターにおける基本的事項等を計画するものです。

平成24年4月に地域住民と行政による検討協議会を発足させ、橋処理センター整備事業の全般について、地域住民と行政が協議を行ってきました。

また、環境配慮計画書手続において、「施設配置（A案、B案）」及び「煙突高さ（①案、②案）」については複数案が提示されており、同計画書の公告・縦覧、市民等からの意見書の募集、意見書への回答を示した環境配慮計画見解書の公告・縦覧を経て川崎市環境影響評価審議会からこれらの結果についての答申を得ました。その答申を踏まえ、本市で「橋処理センター整備事業に係る環境配慮計画審査書」が示されました。基本計画と環境配慮計画の関係は図2-1-1のとおりです。

基本計画においては、地域住民と行政による検討協議会での協議及び審査書の結果を踏まえ、これら2つの複数案について環境配慮の視点を踏まえ総合的な比較を行い、単一案への絞り込みを行います。また、「ごみ処理施設の処理方式」、「ごみ処理施設の処理能力」、「ごみ処理施設の系列数」、「資源化処理施設」については、今後の整備計画策定に向けての前提条件となることから、基本計画において決定します。

この他の項目については、基本計画にて方向性等を示し、整備計画にて詳細な検討を行い決定していきます。

これらの検討区分は表2-2-1のとおりです。

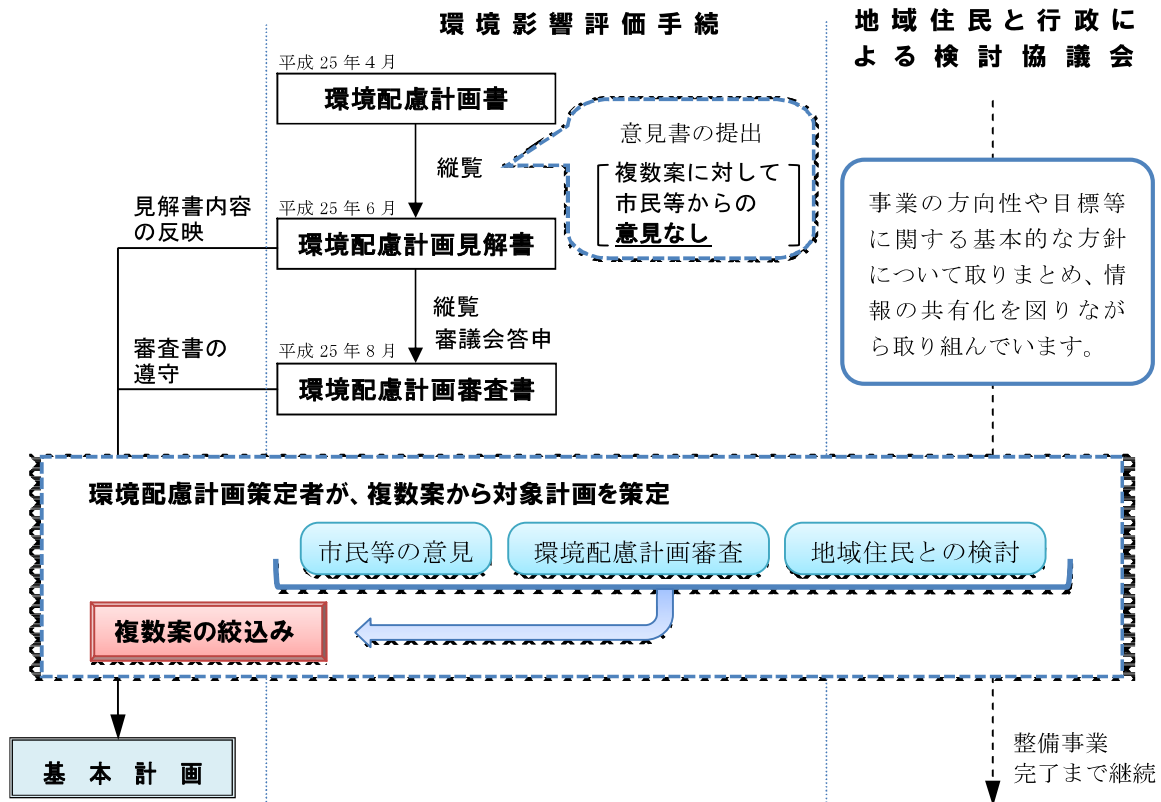


図2-1-1 基本計画と環境配慮計画の関係

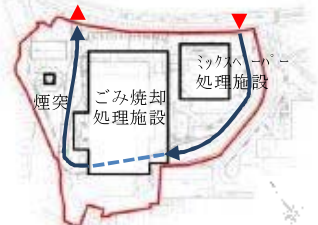
表 2-2-1 基本計画での検討区分

区分		項目
基本的事項	基本計画にて決定する事項	○ <ul style="list-style-type: none"> ▪ ごみ処理施設の処理方式 ▪ ごみ処理施設の処理能力 ▪ ごみ処理施設の系列数 ▪ ごみ処理施設の煙突高さ ▪ 資源化処理施設 ▪ 土地利用及び動線計画
方針	基本計画にて方向性等を示し、整備計画にて詳細な検討を行い決定する事項	▷ <ul style="list-style-type: none"> ▪ 計画ごみ質 ▪ 余熱利用計画 ▪ 積替設備 ▪ 公害防止計画 ▪ 造成計画 ▪ 建築計画 ▪ 地球温暖化対策 ▪ 環境教育・環境学習機能 ▪ 供給、排水施設計画 ▪ 施工計画 ▪ 環境配慮計画 ▪ 緑化計画 ▪ 防・消火計画 ▪ 防災計画 ▪ 景観・都市アメニティ

2 基本計画の概要

橋処理センターの計画概要は表 2-2-2 のとおりです。

表 2-2-2 橋処理センターの計画概要

項目	計画の概要	区分	備考
事業主体	川崎市	—	第 1 章「1 事業計画の概要」
事業名	橋処理センター整備事業	—	
建設地	川崎市高津区新作 1 丁目 1787 番 3 ほか 約 22,865m ²	—	
土地規制	都市計画区域 : 川崎市都市計画区域 用途地域 : 準工業地域 建ぺい率 : 60%以内 容積率 : 200%以内 高度地区 : 第三種高度地区 河川保全区域 : なし	—	第 1 章「3 関係法令の整理」
整備事業にて計画する施設	ごみ処理施設 資源化処理施設	—	—
ごみ処理施設の処理方式	焼却施設（ストーカ式）	○	第 3 章「1 ごみ処理施設の処理方式」 『ごみ焼却方式選定特別部会報告書 参照』
ごみ処理施設の処理能力	600t/日	○	第 3 章「2 ごみ処理施設の処理能力」
ごみ処理施設の系列数	3 系列	○	第 3 章「3 ごみ処理施設の系列数」
ごみ処理施設の煙突高さ	100m ※環境配慮計画書手続を実施し、複数案の絞り込みを行った。	○	第 3 章「4 ごみ処理施設の煙突高さの検討」
資源化処理施設	ミックスペーパー処理施設（45t/日[5h]）	○	第 3 章「5 資源化処理施設」
土地利用及び動線計画	現状とほぼ同様の配置（A 案） ※環境配慮計画書手続を実施し、複数案の絞り込みを行った。 	○	第 3 章「6 土地利用及び動線計画」

項目		方針の概要	区分	備考
計画 ごみ 質	分別収集の過渡期であり、不確定要素が多いため、平成 25 年 9 月以降でごみ質が安定した段階で、再度検討します。		▷	第 4 章「1 計画ごみ質」
	低質ごみ	低位発熱量：7,200kJ/kg (水分：50.6%、可燃分 42.9%、灰分 6.5%) 単位体積重量：0.20t/m ³		
	基準ごみ	低位発熱量：9,500kJ/kg (水分：43.0%、可燃分 50.3%、灰分 6.7%) 単位体積重量：0.17t/m ³		
	高質ごみ	低位発熱量：11,700kJ/kg (水分：35.7%、可燃分 57.3%、灰分 7.0%) 単位体積重量：0.14t/m ³		
余熱利用計画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高効率発電、場内給湯、川崎市民プラザ及び橋リサイクルコミュニティセンターへのエネルギー供給を計画します。 ・ ごみ処理施設では廃熱ボイラ（蒸気温度 400℃、圧力 4MPa を標準）を計画します。 ・ 2 炉運転時で約 9,000kW の発電（発電効率 20%以上）が可能と考えられます。 	▷	第 4 章「2 余熱利用計画」
積替設備		<p>鉄道輸送及び炉の長期停止時等への対応として、積替設備を有する施設を想定します。</p> <p>規模は、現行の橋処理センターと現段階では同程度（計画最大量 110t/日）を想定します。</p>	▷	第 4 章「3 積替設備に関する検討」
公害防止計画	排ガス濃度	<p>法令等による各種規制基準よりも厳しい自主基準値を設定します。</p> <p>(1) ばいじん 0.01g/m³N 以下 (大気汚染防止法規制の 1/4)</p> <p>(2) 硫黄酸化物 10ppm 以下 (大気汚染防止法規制の約 1/40)</p> <p>(3) 塩化水素 10ppm 以下 (大気汚染防止法規制の 1/43)</p> <p>(4) 窒素酸化物 30ppm 以下 (大気汚染防止法規制の約 1/8)</p> <p>(5) ダイオキシン類 0.01ng-TEQ/m³N 以下 (ダイオキシン類対策特別措置法規制の 1/10)</p> <p>(6) その他の物質 (各基準値以下)</p> <p>(7) 一酸化炭素</p> <p>(8) その他</p>	▷	第 4 章「4 公害防止計画」

項目	方針の概要	区分	備考
	※近年及び将来の技術向上を見通し、整備計画において、(1)～(5)についてはさらに2割程度厳しい自主基準値を検討します。		
騒音、振動、悪臭、排水、焼却残さの基準	法令等による各種規制基準を遵守します。 ※整備計画において、騒音については準住居地域基準程度を検討します。		
造成計画	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地形や地質条件、雨水の放流予定箇所の基準高等を勘案し計画します。また、施設南側の丘陵地を造成する場合には、切土量と盛土量を少なくし、バランスのとれた造成計画を行います。 ・発生した残土については、発生量を少なくするとともに極力場内における貯留を進めるものとしますが、敷地に限りがあるため、やむを得ず外部に搬出する際には、搬出方法や時間帯等について配慮します。 	▷	第4章「5 造成計画」
建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が限られているとともに、建物高さへの配慮、緑被率の確保、十分な作業スペースやごみピット容量等の確保、耐震性への配慮などといった、厳しい制約条件があるため、整備計画において、建物の半地下化などの工法も検討します。 ・解体撤去工事を行う際には、その後の施設建設を見据えたものとして事前計画を立案します。 	▷	第4章「6 建築計画」
地球温暖化対策	高効率発電や場内、場外における余熱利用を進め、省エネ機器の導入、省エネ運転等を行うことで地球温暖化対策を推進します。	▷	第4章「7 地球温暖化対策」
環境教育・環境学習機能	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学を中心とする環境教育を充実させることとします。 ・対象者は小・中学生及び市民団体を中心とします。 ・施設見学を補完する目的で、模型やパネル展示等を取り入れることを計画します。 	▷	第4章「8 環境教育・環境学習機能」
供給、排水施設計画	<p>敷地周辺のインフラの整備は本市が行い、敷地内への引込み等は受注者が行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電 気：特別高圧受電とします。 	▷	第4章「9 供給、排水施設計画」

項目	方針の概要	区分	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用 水：上水とします。 ・ 燃 料：都市ガスまたは灯油等とします。 ・ 汚水排水：橋処理センターは、水質汚濁防止法及びダイオキシン類特別措置法における特定施設に位置付けられることを考慮し、以下の方針とします。 <ul style="list-style-type: none"> ○プラント排水：極力、橋処理センター内で再利用します。再利用できない分は、下水道へ放流とします。 ○生活排水：再利用もしくは直接下水道へ放流とします。 ・ 雨水排水：特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策を講じた上で敷地外の雨水管に導水します。最終的に鶴見川水系に放流します。 ・ 電話、インターネット等の通信 <ul style="list-style-type: none"> ：敷地境界以降の引込み工事を行います。 		
施工計画	計画から竣工まで約 12 年間必要となります。	▷	第 4 章「10 施工計画」
環境配慮計画	環境配慮計画書における環境配慮事項を踏まえ、環境の保全について適正な配慮を行っていきます。	▷	第 4 章「11 環境配慮計画」 『橋処理センター整備事業に係る環境配慮計画書及び環境配慮計画見解書 参照』
緑化計画	「緑被率 25%以上」とします。	▷	第 4 章「12 緑化計画」
防・消火計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防水利については消防法、川崎市火災予防条例、川崎市宅地開発指針に基づき計画します。 ・ その他はしご車の活動範囲、活動空地、連結送水管等については川崎市宅地開発指針を準拠し、所轄消防との協議の上、決定します。 	▷	第 4 章「13 防・消火計画」

項目	方針の概要	区分	備考
防災計画	橋処理センターを広域避難場所として整備していきます。	▷	第4章「14 防災計画」
景観・都市アメニティ	周辺が住宅地であることなどを考慮し「建屋や煙突は圧迫感を軽減し、周辺との景観上の調和を図る」方針とします。	▷	第4章「15 景観・都市アメニティのまとめ」

